

## 2. 環境影響評価実施内容の概要

### (1) 環境影響評価項目

本事業の実施により影響を受けると考えられ、環境影響評価のなかで予測・評価を行う必要があると考えられる項目として、会場予定地は、大気質、水質、土壌、騒音、振動、低周波音、廃棄物・残土、地球環境、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあい活動の場の13項目、(仮称)舞洲駐車場予定地は、大気質、騒音、振動、廃棄物・残土、動物、植物、生態系、自然とのふれあい活動の場の8項目を選定した。

表 2.1 環境影響評価項目と環境影響評価要因の関係

環境影響評価項目	環境影響要因										
	会場予定地					(仮称)舞洲駐車場予定地					
	施設の存在	施設の利用		工事・建設・解体		施設の存在	施設の利用	工事・建設・解体			
	建築物の存在	施設の供用	施設関連車両の走行	建設機械の稼働	工事関連車両の走行	土地の改変・解体	建築物の存在	施設の供用 (施設関連車両の走行)	建設機械の稼働	工事関連車両の走行	土地の改変・解体
大気質		○	○	○	○			○	○	○	
水質						○					
土壌						○					
騒音		○	○	○	○			○	○	○	
振動		○	○	○	○			○	○	○	
低周波音		○									
廃棄物・残土		○				○					○
地球環境		○									
動物		○		○		○			○		○
植物						○					○
生態系		○		○		○			○		○
景観	○										
自然とのふれあい活動の場			○		○			○		○	○

注：「○」は環境影響評価項目に選定した項目を、無印は影響を及ぼすおそれがない、またはほとんどないと考えられる項目を示す。

### (2) 環境影響評価の実施を予定している区域

環境影響評価の実施を予定している区域は、環境影響評価項目毎に環境影響が及ぶと想定される範囲を考慮し、大阪市此花区、住之江区、港区とした。

### (3) 調査の概要

方法書に基づき、既存資料調査及び現地調査を行った。

#### (4) 予測方法

事業の実施が周辺地域の環境に及ぼす影響を予測する項目、方法、対象地域及び対象時期は、以下に示すとおりである。

表 2.2(1) 予測の内容（施設の存在、利用）

予測項目	予測事項	予測方法	予測対象地域	予測対象時期	
大気質	施設の供用	二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年平均値	大気拡散式（ブルーム・パフモデル）による数値計算	事業計画地周辺	施設利用時
	施設関連車両の走行	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年平均値	大気拡散式（ブルーム・パフモデル）による数値計算及びJEA修正型線煙源拡散式による数値計算	事業計画地周辺 施設関連車両の走行ルート	施設関連車両の台数が最大となる時期
騒音	施設の供用	騒音レベルの90%レンジ上端値	騒音伝搬計算式による数値計算	事業計画地敷地境界	施設利用時
		等価騒音レベル		事業計画地周辺	
		時間帯補正等価騒音レベル	点音源からの距離減衰式による数値計算	事業計画地周辺及びヘリコプター等の飛行ルート近傍	
	施設関連車両の走行	等価騒音レベル	日本音響学会式（ASJModel-2018）による数値計算	施設関連車両の走行ルート	
振動	施設の供用	振動レベルの80%レンジ上端値	建設省土木研究所提案式による数値計算	事業計画地敷地境界	施設利用時
	施設関連車両の走行	振動レベルの80%レンジ上端値	建設省土木研究所提案式による数値計算	施設関連車両の走行ルート	施設関連車両の台数が最大となる時期
低周波音	施設の供用	G特性音圧レベル 1/3オクターブバンドレベル	距離減衰式による数値計算	事業計画地周辺及びヘリコプター等の飛行ルート近傍	施設利用時
廃棄物	施設の供用	廃棄物の種類、発生量、リサイクル量	事業計画の内容、類似事例等による推定	事業計画地	施設利用時
地球環境	施設の供用	温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量	原単位法による推計	事業計画地	施設利用時
動物（陸域）	施設の供用	陸域動物の生息環境の改変の程度	事業計画の内容、現地調査結果等を基に推定	事業計画地周辺	施設利用時
生態系（陸域）	施設の供用	生態系に対する影響の程度	事業計画の内容、動物、植物の予測結果等を基に推定	事業計画地周辺	施設利用時
景観	施設の存在	代表地点からの眺望の変化の程度	フォトモンタージュの作成による方法	事業計画地周辺	施設存在時
自然とのふれあい活動の場	施設関連車両の走行	車両の走行による利用者への影響の程度	事業計画の内容等による推定	事業計画地周辺	施設関連車両の台数が最大となる時期

表 2.2(2) 予測の内容（建設・解体工事）（その1）

予測項目		予測事項	予測方法	予測対象地域	予測対象時期
大気質	建設機械の稼働	二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年平均値	大気拡散式（プルーム・パフモデル）による数値計算	事業計画地周辺	工事最盛期
	工事関連車両の走行	二酸化硫黄の年平均値	大気拡散式（プルーム・パフモデル）による数値計算	事業計画地周辺	工事最盛期
		二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年平均値	大気拡散式（プルーム・パフモデル）による数値計算及び JEA 修正型線煙源拡散式による数値計算	事業計画地周辺 工事関連車両の走行ルート	工事最盛期
水質	土地の改変	浮遊物質（SS）	事業計画の内容、現地調査結果等を基に推定	事業計画地周辺の海域	工事中
		水素イオン濃度（pH）	事業計画の内容、現地調査結果等を基に推定		
土壌	土地の改変	特定有害物質の状況	既存資料調査結果、事業計画の内容等による推定	事業計画地周辺	工事中
騒音	建設機械の稼働	騒音レベルの 90%レンジ 上端値	日本音響学会式（ASJModel-2007）による数値計算	事業計画地敷地境界	工事最盛期
	工事関連車両の走行	等価騒音レベル	日本音響学会式（ASJModel-2018）による数値計算	工事関連車両の走行ルート	工事最盛期
振動	建設機械の稼働	振動レベルの 80%レンジ 上端値	振動伝搬理論計算式による数値計算	事業計画地敷地境界	工事最盛期
	工事関連車両の走行	振動レベルの 80%レンジ 上端値	建設省土木研究所提案式による数値計算	工事関連車両の走行ルート	工事最盛期
廃棄物・残土	土地の改変・解体	廃棄物・残土の発生量、有効利用等	事業計画の内容等による推計	事業計画地	工事中

表 2.2(3) 予測の内容（建設・解体工事）（その2）

予測項目		予測事項	予測方法	予測対象地域	予測対象時期
動物 (陸域)	建設機械の稼働、土地の改変	陸域動物の生息環境の改変の程度	事業計画の内容、現地調査結果等を基に推定	事業計画地周辺	工事中
動物 (海域)	土地の改変	海域動物の生息環境の改変の程度	事業計画の内容、水質の現地調査結果及び水質予測結果等を基に推定	事業計画地周辺の海域	工事中
植物 (陸域)	土地の改変	陸域植物の生育環境の改変の程度	事業計画の内容、現地調査結果等を基に推定	事業計画地周辺	工事中
植物 (海域)	土地の改変	海域植物の生育環境の改変の程度	事業計画の内容、水質の現地調査結果及び水質予測結果等を基に推定	事業計画地周辺の海域	工事中
生態系 (陸域)	建設機械の稼働、土地の改変	陸域動物の生息環境の改変の程度	事業計画の内容、動物、植物の予測結果等を基に推定	事業計画地周辺	工事中
生態系 (海域)	土地の改変	陸域動物の生息環境の改変の程度	事業計画の内容、動物、植物の予測結果等を基に推定	事業計画地周辺の海域	工事中
自然とのふれあい活動の場	工事関連車両の走行、土地の改変	野外レクリエーション施設等の改変の程度、車両の走行による利用者への影響の程度	事業計画の内容等による推定	事業計画地周辺	工事最盛期

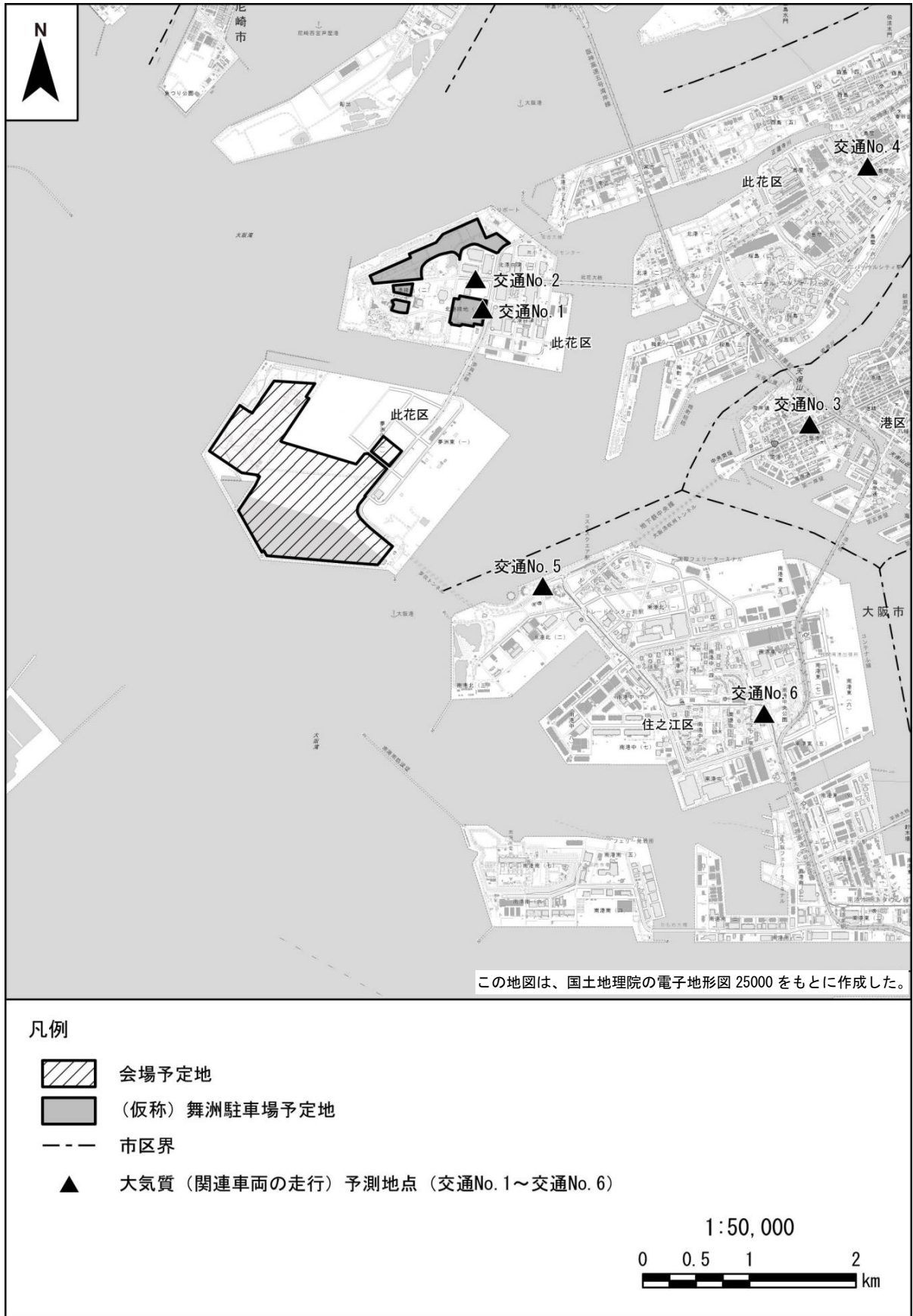
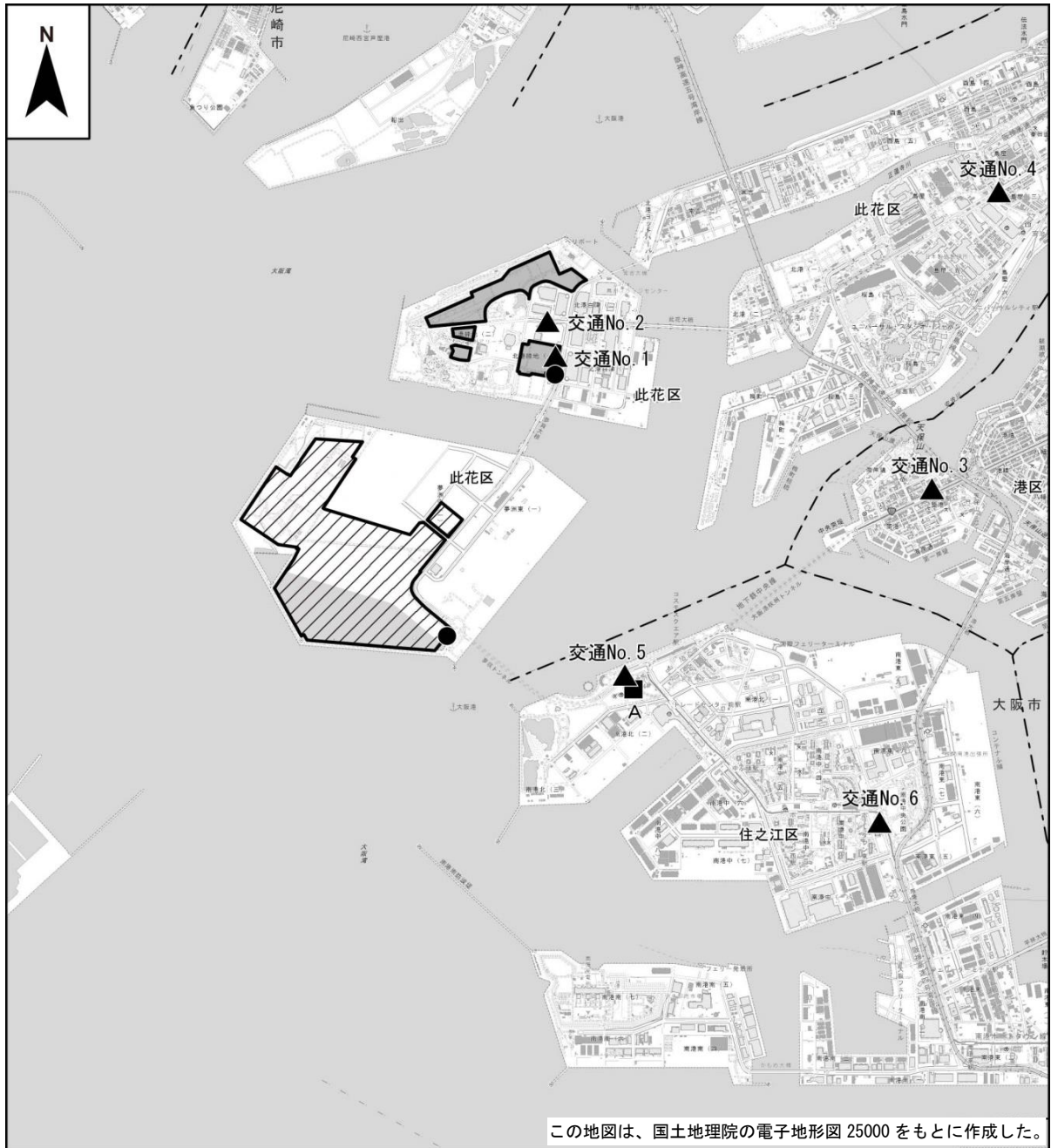








図 2.1 大気質予測地点



凡例

-  会場予定地
-  (仮称) 舞洲駐車場予定地
-  市区界
-  騒音、振動予測地点 (敷地境界)
-  環境騒音、低周波音予測地点 (A)
-  道路交通騒音・振動予測地点 (交通No. 1~交通No. 6)

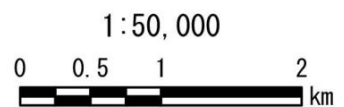


図 2.2 騒音・振動・低周波音予測地点



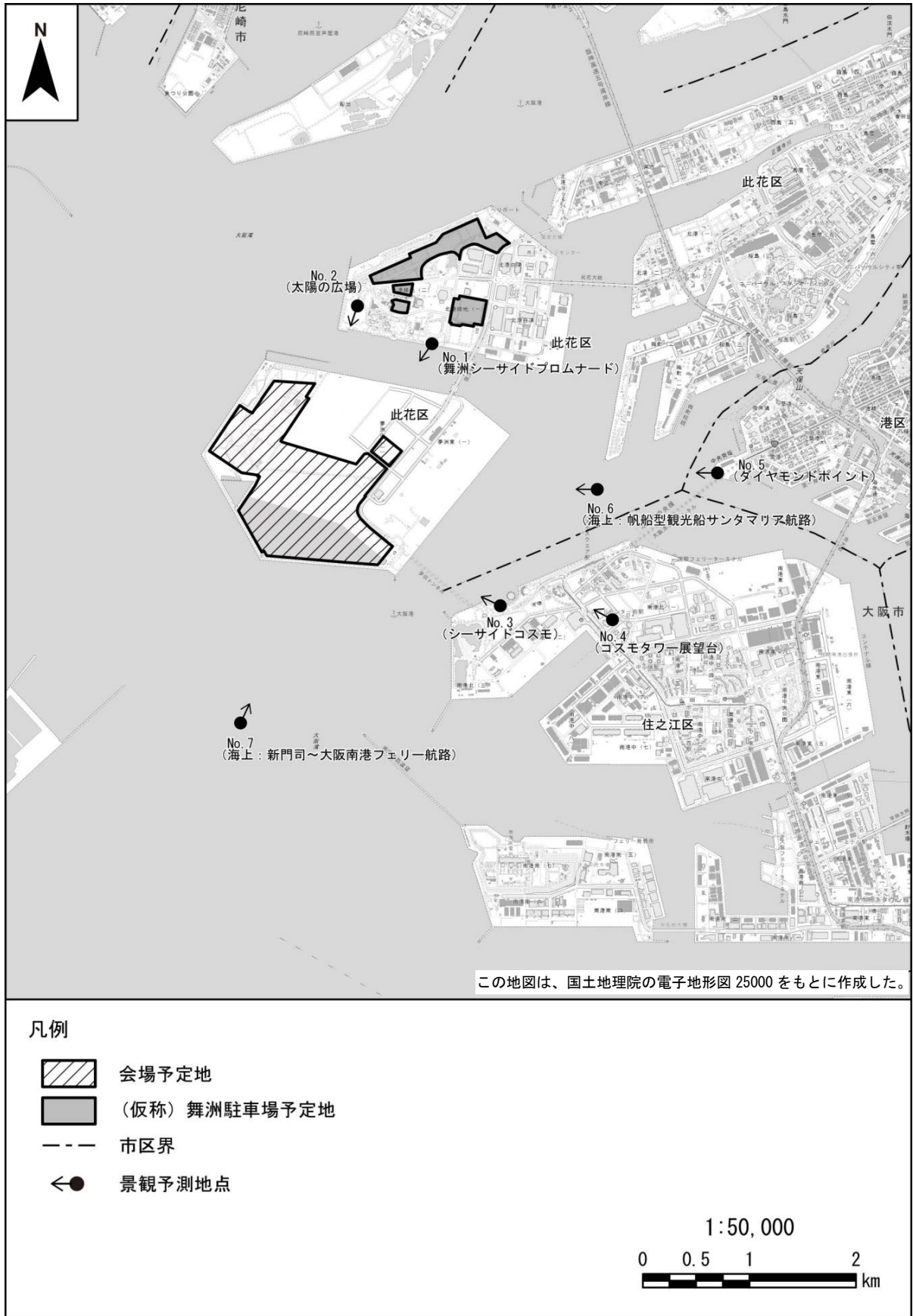


図 2.3 景観予測地点

## (5) 評価方法

環境影響の予測結果については、以下に示す評価の指針をもとに評価対象項目ごとに環境保全目標を設定し、評価した。

表 2.3(1) 評価の指針（その1）

環境影響評価項目	評価の指針
大気質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>・環境基本法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。</li> <li>・大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた排出基準、総量規制基準、規制基準等に適合すること。</li> <li>・大阪市環境基本計画の目標、方針の達成と維持に支障がないこと。</li> </ul>
水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>・環境基本法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。</li> <li>・水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた排水基準等に適合すること。</li> <li>・大阪市環境基本計画の目標、方針の達成と維持に支障がないこと。</li> </ul>
土壌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>・環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。</li> <li>・土壌汚染対策法や大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき適切な措置が講じられていること。</li> <li>・事業により、土壌汚染を発生・進行させないこと。</li> <li>・大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。</li> </ul>
騒音	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>・環境基本法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。</li> <li>・騒音規制法や大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた規制基準に適合すること。</li> <li>・大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。</li> </ul>
振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>・振動規制法や大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた規制基準に適合すること。</li> <li>・大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。</li> </ul>
低周波音	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>・大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。</li> </ul>
廃棄物・残土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>・廃棄物等の発生量が抑制され、発生する廃棄物等が適正に処理されていること。</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた規制基準等に適合すること。</li> <li>・大阪市環境基本計画等の目標、方針の達成と維持に支障がないこと。</li> </ul>
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>・温室効果ガスやオゾン層破壊物質の排出抑制に配慮されていること。</li> <li>・太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入やエネルギーの使用の合理化に努めるなど適切な措置が講じられていること。</li> <li>・大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。</li> </ul>
動物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>・法令を遵守するとともに、国、大阪府及び大阪市の自然環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</li> <li>・事業計画地周辺における陸域動物、海域動物の生育・生息環境に著しい影響を及ぼさないこと。</li> <li>・事業計画地周辺における陸域動物、海域動物の生育・生息環境の創出に配慮していること。</li> </ul>



表 2.3(2) 評価の指針（その2）

環境影響評価項目	評価の指針
植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>・ 法令を遵守するとともに、国、大阪府及び大阪市の自然環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</li> <li>・ 事業計画地周辺における陸生植物、水生植物の生育環境に著しい影響を及ぼさないこと。</li> <li>・ 事業計画地及び事業計画地周辺において、陸生植物、水生植物の生育環境の創出に配慮していること。</li> </ul>
生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>・ 法令を遵守するとともに、国、大阪府及び大阪市の自然環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</li> <li>・ 事業計画地周辺の生態系に著しい影響を及ぼさないこと。</li> </ul>
景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 魅力ある都市景観の形成及び周辺都市景観との調和に配慮していること。</li> <li>・ 大阪市景観計画、その他景観法及び大阪市都市景観条例等に基づく計画又は施策等の推進に支障がないこと。</li> </ul>
自然とのふれあい活動の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふれあい活動の場の改変等に対して、適切な配慮がなされていること。</li> <li>・ ふれあい活動の場に対する影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</li> </ul>